

川越市政だより

No.156

月1回10日発行一部2円(昭和32年6月10日)

埼玉県川越市役所(オ三種郵便物認可)

新聞印刷社
印 刷

広報ガイド

10月のメモ

「徴税令書」を「納税通知書」に

督促手数料がなくなる

II 市税条例の一部改正で

「令書」の名まえ
をかえる

九月の定例市議会で「川越市税条例」の一部が改正になりました。税金についての改正は、わたくちの一一番身近な問題です。こんど改正になつた点は、税率などのように大きい影響はありませんが、その主な改正点は次のようなものです。

延滞金・延滞加算
金が一本に

いままで、市税を納期限までに納めないと取扱い業者は、郵便、電報、電話、貯金、保険などの窓口業務です。ご利用ください。

(電話、②-1-04四番)

延滞金(滞納税額の五分を超えない)とをあわせて納めていた

いたわけですが、十月一日から

は、延滞金と同加算金とをあわせ

て延滞金とし、日歩四錢(督促状

を届した日から數えて十日目ま

では日歩一錢)と一本に張り、

懲戒されたことになります。

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

市でうけられます

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

市でうけられます

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

日以後発する督促状からは、この

手数料がなくなります。

これは、国・県税にならったもの

で県下でもまれな取り扱いです。

耕運機のナンバーも

II 法改正で10月15日から

市税を滞納し督促状を届いたとき

は、いままで十円の督促手数料を

納めていたましたが、十月一

